○文部科学省令第七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費の国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日　文部科学大臣　阿部　俊子

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		384,800
18年以上	19年未満	390,400
19年以上	20年未満	395,600
20年以上	21年未満	401,300
21年以上	22年未満	407,100
22年以上	23年未満	411,500
23年以上	24年未満	416,800
24年以上	25年未満	422,300
25年以上	26年未満	427,000
26年以上	27年未満	431,800
27年以上	28年未満	436,500
28年以上	29年未満	441,500
29年以上	30年未満	449,200
30年以上	31年未満	451,300
31年以上		454,400
暫定再任用		411,900

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		316,300
８年以上	９年未満	325,200
９年以上	10年未満	326,600
10年以上	11年未満	336,000
11年以上	12年未満	343,300
12年以上	13年未満	352,600
13年以上	14年未満	356,800
14年以上	15年未満	362,700
15年以上	16年未満	369,000
16年以上	17年未満	374,100
17年以上	18年未満	379,400
18年以上	19年未満	384,400
19年以上	20年未満	389,100
20年以上	21年未満	394,100
21年以上	22年未満	398,900
22年以上	23年未満	402,700
23年以上	24年未満	407,900
24年以上	25年未満	411,900
25年以上	26年未満	417,000
26年以上	27年未満	420,500
27年以上	28年未満	422,900
28年以上	29年未満	424,900
29年以上	30年未満	426,300
30年以上	32年未満	431,300
32年以上	33年未満	433,400
33年以上	34年未満	434,500
34年以上		436,400
暫定再任用		337,500

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		300,100
８年以上	９年未満	308,300
９年以上	10年未満	309,400
10年以上	11年未満	318,400
11年以上	12年未満	326,000
12年以上	13年未満	335,500
13年以上	14年未満	341,000
14年以上	15年未満	347,200
15年以上	16年未満	353,600
16年以上	17年未満	359,500
17年以上	18年未満	364,400
18年以上	19年未満	369,300
19年以上	20年未満	374,100
20年以上	21年未満	378,700
21年以上	22年未満	382,800
22年以上	23年未満	386,400
23年以上	24年未満	390,800
24年以上	25年未満	394,400
25年以上	26年未満	398,800
26年以上	27年未満	402,200